

監査公表第20号（平成23年3月9日、県公報第3228号登載）  
商工部出先機関定期監査（平成22年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：商工部の出先機関10機関
- (2) 監査対象期間：平成22年1月1日～平成22年12月31日（12か月間）
- (3) 監査実施期間：平成23年1月31日～平成23年2月4日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡中小企業振興事務所	平成23年1月31日
久留米中小企業振興事務所	平成23年2月4日
北九州中小企業振興事務所	平成23年1月31日
飯塚中小企業振興事務所	平成23年2月3日
計量検定所	平成23年2月1日～平成23年2月2日
大阪事務所	平成23年2月1日
工業技術センター	平成23年2月1日～平成23年2月2日
工業技術センター 生物食品研究所	平成23年2月1日～平成23年2月2日
工業技術センター インテリア研究所	平成23年2月3日～平成23年2月4日
工業技術センター 機械電子研究所	平成23年2月3日～平成23年2月4日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

### 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

使用料、手数料、受託事業収入等の調定及び収入事務

(2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

通勤手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

(7) 債権

債権管理の状況

### 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。